

「令和8年度スズメバチ等駆除業務」に関する受託候補者募集要項

1 目的

この要項は、本市における「令和8年度スズメバチ等駆除業務」に関する受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を定めるものです。

2 委託する業務の概要

- (1) 名 称 令和8年度スズメバチ等駆除業務
(2) 内 容 別紙仕様書のとおり
(3) 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(4) 駆除予定件数 649件（スズメバチ576件、学校等及び緊急対応73件）
ただし、履行期間内に予定件数を超えた場合も駆除業務を遂行するものとします。

※8月から10月に、年間駆除件数の約半数が集中します。

また、ハチの生育は気候（日照時間及び気温等）に左右されるため、駆除予定件数が大きく増減することがあります。

（参考）本市における過去5年間のハチの種類別駆除件数

種類 年度	スズメバチ	アシナガ バチ	ミツバチ		その他の ハチ	合計
			分蜂	営巣		
3	664	5	0	0	0	669
4	636	12	1	0	2	651
5	573	12	2	0	0	587
6	444	13	0	0	3	460
7 (11月末現在)	585	9	0	0	5	599

3 応募資格

応募資格は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当し、かつ、（3）から（9）の全てに該当する法人その他の団体とします。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている法人その他団体で、かつ、公募開始日から選定結果の通知日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (2) 前号に規定する一般競争入札有資格者名簿又は指名競争入札有資格者名簿に登載されていない法人その他団体にあっては、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格

を有するものであり、かつ、公募開始日から選定結果の通知日までの期間に、同項各号に掲げる資格を失っていないこと。

- (3) 令和7年12月31日現在において、引き続いて1年以上スズメバチ等の駆除業務を行っていること。
- (4) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者あるいは破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 団体又はその職員が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 京都府消毒営業取締条例第3条に基づく消毒営業の許可を取得していること。
- (9) 駆除業務従事者の全てが受託者の職員として京都府消毒営業取締条例施行規則第6条第1項の規定に基づく消毒営業従事員証の交付を受けていること。

4 提出書類 ((1) から (11) の書類について8部提出してください。)

- (1) 提案書（任意様式）

仕様書に基づき以下の項目について、提案書を作成してください。

ア 駆除業務の履行体制

- (ア) 駆除業務に携わる人数
- (イ) ハチ駆除専用車の数
- (ウ) 平常時の受付体制、処理体制及び苦情処理体制

曜日、時刻等、区分に応じた体制を記載してください。

また、祝日や盆休み等に体制が変わる場合は、併せて記載してください。

(エ) 緊急対応時の体制

多数のハチが人を襲っている等、緊急に駆除が必要とされた場合の体制を記載してください。

また、(ウ)と同様に祝日や盆休み等に体制が変わる場合は、併せて記載してください。

(オ) 駆除現場での現金収受に関する管理体制

イ 駆除に要する日数

(ア) 8月から10月（以下「繁忙期」という。）における駆除依頼から駆除完了までに要する時間又は日数

(イ) 繁忙期以外の駆除依頼から駆除完了までに要する時間又は日数

ウ 駆除方法等

(ア) 具体的な駆除方法（天井裏に巣がある場合など駆除が困難である場合も含む。）

(イ) 駆除依頼者に対して、ハチの刺傷被害防止に関する知識向上のために行うことができる取組

エ 研修内容

本市職員に対するハチの生態等に関する研修の実施概要（内容、回数等）

オ 費用見積額

(ア) ハチ駆除費用

駆除予定期数を委託金額の上限（別表1参照）の範囲内で処理する場合の、駆除1件当たりの駆除費用見積額。別表1の区分ごとに料金を提示していただきても差し支えありません。人件費、機材費、薬剤費等の積算根拠も明記してください。

(イ) 研修実施費用

本市職員に対するハチの生態等に関する研修を委託金額の上限（別表1参照）の範囲内で実施する場合の費用見積額。人件費、資料代等の積算根拠も明記してください。

カ その他

(ア) 個人情報の取扱い方法

(イ) 従業員教育の取組

(2) 令和4年度、令和5年度及び令和6年度における月別ハチ駆除実績数（スズメバチ、アシナガバチ、ミツバチ及びその他のハチに分類し、記載してください。）

なお、実績が3年間に満たない場合は、令和7年度（令和7年12月31日まで）における実績も記載してください。

(3) 団体の概要を示した書類

(4) 京都府知事の消毒営業の許可書の写し

(5) 受付対応者、苦情処理者及びハチ駆除従事者の配置が分かる書類

(6) スズメバチ駆除従事者の名簿、全員の雇用証明書及び消毒営業従事員証の写し

(7) スズメバチ駆除を行う専用車両全ての写真（前後から2枚撮影し、車両全体及びナンバープレートが確認できること）及び車検証の写し

(8) 薬剤保管場所の図面

(9) 廃棄物の処理方法。委託契約している場合は契約書の写し

(10) 「3 応募資格（2）」に該当する団体にあっては、次に掲げる書類

ア 直近3年間の財務諸表等財務状況を示す書類

イ 直近2年分の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

ウ 直近2年分の市町村民税ならびに固定資産税の納税証明書（写し可）

(11) 見積書（1部には原本を添付すること。7部については写し可。）

* (4)、(6)については、契約締結時に本書（証）と照合します。

5 応募方法

(1) 提出期限

令和8年2月13日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎3階

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課（生活衛生担当 佐伯、金谷）

電話（075）222-4272

(3) 提出方法

郵送又は持参のいずれかにより提出してください。

※持参される場合は、事前に電話連絡してください。

6 委託金額の上限（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

契約は、駆除作業については単価契約とし、ハチ駆除1件あたりの駆除費用の上限は別表1のとおりとします。

なお、別表1のスズメバチについては、1件あたり1万円を駆除依頼者等から徴収します。

研修についての実施費用総額の上限は、別表1のとおりとします。

7 受託候補者の選定

(1) 選定方法

選定は、次に掲げる者により構成するスズメバチ等駆除業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行います。

ア 医療衛生推進室医療衛生担当部長

イ 医療衛生推進室医療衛生企画課長

ウ 医療衛生推進室医療衛生企画課生活衛生担当課長

エ 医療衛生推進室医療衛生企画課生活衛生係長

(2) 評価方法

応募者からの提案について、選定委員会が提案書及びヒアリング等の結果を基に、次の評価基準により総合的に採点します（詳細な評価基準は別表2参照）。

各々の項目について、0点から5点までの6段階評価で評価点を付け、項目ごとに設定された加重点を乗算して項目評価点を算出し、その合計を合計評価点とします（200点満点）。

合計評価点が最も高かった応募者を本業務委託に適した受託候補者として選定します。

- ア 駆除業務履行体制
年間649件のハチ駆除を遅滞なく処理できる体制か。
- イ 緊急対応時の体制
多数の人がハチに刺された場合及び死者が出た場合等緊急時に対応できる体制か。
- ウ 駆除日数
スズメバチ等の駆除が迅速に行えるか。
- エ 駆除方法
依頼者の所有物を破壊しない方法であるか。
- オ 研修の企画力
- カ 費用見積額
- キ その他
個人情報の適切な取扱い及び従業員教育の実施等、受託候補者として適しているか。

8 ヒアリング

選定委員会が必要と認める場合は、提案書等の提出後に応募者に対してヒアリングを実施します。日時、場所を調整のうえ実施（応募者による提案説明30分、委員からの質問20分の予定）しますので、提案書等の内容について説明できる責任者が出席してください。

9 プロポーザル参加に関する質問及び回答

- (1) 受付期間
令和8年2月3日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 質問方法
様式は自由とし、電子メールにより、京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課（eisei@city.kyoto.lg.jp 担当：佐伯、金谷）までお問合せください。
他の方法（郵送、FAX、直接持参等）による質問は一切受け付けません。
また、電子メールの件名には、必ず「令和8年度スズメバチ等駆除業務受託に関する質問」としてください。
- (3) 回答方法
全ての質問及び回答については令和8年2月6日（金）までに京都市情報館（本市ホームページ）内の医療衛生企画課のページにおいて公開します。

10 提案書等の変更の禁止

提出後において、提出した書類の内容を変更することはできません。また、提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

11 重複提案の禁止

提案は1団体につき1件とします。

12 受託候補者の決定

「7 受託候補者の選定」に基づき、令和8年2月26日（木）までに決定し、応募者全員に文書で通知します。

なお、受託候補者の選定が終了した後、受託候補者の名称と、本プロポーザルに参加した全事業者の名称及び評価点（失格となった事業者を除く）を本市ホームページにおいて公表します。

13 契約の締結

本市は受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結します。

なお、受託候補者との協議が整わない場合、本市は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行います。

14 その他

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用については応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類については返却しません。
- (3) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。
- (4) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとします。
- (5) 契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、受託者は本市に対する損害賠償の責を負います。
- (6) 今回の募集は、令和8年度事業の準備行為として実施するものであり、今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業の全部又は一部を中止することがあります。（予算の不成立による事業中止の場合、本市は違約金支払の責を負いません。）

＜スケジュール（予定）＞

- | | |
|--------------|-------|
| 令和8年1月29日（木） | 募集開始 |
| 2月 3日（火） | 質問締切り |
| 2月 6日（金） | 質問回答 |
| 2月13日（金） | 募集締切り |
| 2月26日（木） | 結果通知 |
| 4月 1日（水） | 業務開始 |

別表1 委託金額の上限

区分		駆除費用※	駆除依頼者等からの 徴収額（固定）
ハチ 駆除	スズメバチ	駆除1件につき 5,400円	駆除1件につき 10,000円
	学校等及び 緊急対応	駆除1件につき 13,000円	—

区分	研修実施費用※
研修実施	25,000円

※全て消費税及び地方消費税相当額を含まない。

別表2 「スズメバチ等駆除業務委託」提案に係る評価基準

項目	評価内容	評価点 (0・1・2・3・4・5点)	加重点
1 駆除業務履行体制	提案書等の内容は、スズメバチ等駆除業務について明確かつ具体的に記載されているか。	5	3
	年間649件のハチ駆除を遅滞なく処理できるか。	5	3
	駆除件数の増減に応じた従事者、車両等が配置できるか。	5	3
	駆除現場で徴収する現金について、適正な取扱いができるか。	5	3
2 緊急対応時の体制	多数の人がハチに刺された場合及び死者が出た場合等緊急時に対応できるか。	5	3
	業務時間外及び土日祝日も緊急対応が可能な体制が組まれているか。	5	3
3 駆除日数	繁忙期(8~10月、1日平均15件程度)における処理がおおむね1週間以内で行えるか。	5	2
	繁忙期以外の時期の処理がおおむね3日以内で行えるか。	5	2
4 駆除方法	営巣場所別(閉鎖空間、解放空間及び営巣場所の高低等)の駆除方法について、依頼者へ具体的な説明が行えるか。	5	2
	使用する薬剤及び機材等は、人又は建築物等にとって安全に配慮されたものであるか。また、依頼者の所有物を破損しないなど安全対策が講じられているか。	5	2
5 研修の企画力	ハチ駆除相談に不慣れな職員でも理解しやすく、知識向上を図れる内容か。	5	1
	多人数の職員が受講しやすい体制か。	5	1
6 費用見積額	積算根拠に合理性があり、明確に説明ができるか。	5	1
	以下の計算式により求めた点数とする。 最低見積額(合計)／各社見積額(合計)×5点 (小数点1位以下切捨て) ※見積額(合計)=駆除費用単価(スズメバチ)×576+駆除費用単価(学校及び緊急対応)×73+研修費用	5	6
	業務上知り得た個人情報について、漏えい等の防止対策が具体的に講じられているか。	5	2
7 その他	本市域内に本店又は主たる事務所があるか。	5	1
	ハチ駆除に関する従業員全員に対し、ハチ駆除に関する知識、技術や現場及び電話等での市民応対などについて、資質向上のための研修を行っているか。	5	2
合計		200 点	